平成２３年（フ）第１５４号
長崎県長崎市愛宕１丁目13番23―204号、旧住所長崎県長崎市魚の町６番１―702号
債務者　山口　耕三
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
埼玉県深谷市上野台237番地１　ドミール深谷101号
債務者　渡邉　靖信
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２５号
高知県四万十市西土佐用井1116番地１
債務者　中﨑　隆則
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１１１２号
熊本市新町１丁目７番７―401号
債務者　友田　明美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉田　榮喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１２号
福井市稲津町第８号23番地３
債務者　河上　敬子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１０５号
函館市川原町１番23号
債務者　吉崎　孝泰
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４３号
函館市日吉町４丁目５番12号
債務者　赤澤　裕美（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４４号
函館市日吉町４丁目５番12号
債務者　赤澤奈緒美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
函館市乃木町６番５号
債務者　吉崎　典雄
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５１号
函館市時任町34番16号
債務者　渡辺　　貴
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
福島県大沼郡会津美里町字向川原甲3468番地向川原団地１棟38号、前住所福島県岩瀬郡鏡石町境46番地１　ヴィラサワダＢ棟102号
債務者　本名　孝充
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
岐阜県安八郡安八町南條1146番地
債務者　杉山　伸二
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
奈良県葛城市加守582番地
債務者　米田　麻吏
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
奈良県橿原市十市町666番地　松下ハイツ102号室
債務者　原　　直樹
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
奈良県葛城市忍海428番地２
債務者　吉藤　和子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
奈良県香芝市逢坂８丁目224番地　ハイツトモヤ102号、前住所奈良県香芝市下田西４丁目113番地の８　アドゥニスハイツＢ205号
債務者　桑田三恵子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
長崎県長崎市上戸町２丁目18番20号　中山ハイツ102号
債務者　松尾　慎吾
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
三重県度会郡玉城町妙法寺463番地２
債務者　石川　真弓
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係